

令和7年1月16日

ふるさとの文化財を火災から守ろう！ ～ 第71回文化財防火デー ～

県指定重要文化財が所蔵されている、松川町の西光寺を会場として、予防査察及び消防訓練を行います。

昭和24年1月26日に法隆寺金堂の壁画が焼損したことを契機に、文化庁と消防庁が1月26日を「文化財防火デー」と決めました。

昭和30年以降、毎年この日を中心に全国で文化財の防火運動が展開されており、今年で71回目を迎えました。

貴重な文化財を火災から守り、後世に伝えていくため、毎年地域ぐるみ・住民ぐるみで消防訓練を行っています。

記

- 1 日 時 : 1月25日(土) 午前10時～11時
予防査察／午前10時～10時20分
消防訓練／午前10時30分～11時
※雨天決行。積雪状況によっては中止となる可能性があります。
- 2 場 所 : 西光寺(松川町字町裏35番地)
- 3 内 容
(1) 予防査察／・消防本部による文化財を収納する建物および周辺の検査など
(2) 消防訓練／・近隣町会などによる消火器等を用いた初期消火訓練
・消防団および消防署による火災防ぎょ訓練

担当:文化振興課 文化財保護活用係
課長 齋藤、主任 米尾
電話 024-525-3785(直通)